

2024 年 10 月 8 日 全 3 頁

カリフォルニア州気候変動開示制度は施行延期を取りやめ

日本企業も影響を受ける GHG 開示制度の施行開始が迫るも規則の詳細は未定

政策調査部 主席研究員 鈴木 裕

[要約]

- カリフォルニア州で 2023 年 10 月に成立した気候変動関連の開示を企業に求める州法は、2026 年から施行とされていたが、関連する規則の制定が思うように進まず、施行を 2 年延期するとの改正案が提出されていた。
- しかし、州議会はこの施行延期案を認めず、代わって規則制定の期限を 2025 年 7 月 1 日まで 6 か月延長する新たな州法を可決した。
- 適用対象企業のサプライチェーンに連なる企業には、適用対象企業から情報提供を要請される。規則の最終決定を待たずに、準備を進める必要があるかもしれない。

気候変動開示制度の施行開始時期

カリフォルニア州では、「気候関連企業データ説明責任法」([SB-253 : Climate Corporate Data Accountability Act](#))と「温室効果ガス：気候関連財務リスク」([SB-261 : Greenhouse gases: climate-related financial risk](#))が 2023 年 10 月 7 日に成立した。気候変動関連の情報開示を企業に求める全米初の法律だった。SB-261 は、2026 年 1 月 1 日までに初回開示を行うこととされ、SB-253 も 2026 年から前事業年度のものを開示することとなっていた。

ニューサム州知事は、当初からこの法律を規定通りに施行することは、困難であると考えており、2024 年 6 月 21 日に施行を 2 年遅らせるための施行延期案を提出した¹。カリフォルニア州大気資源委員会 (California Air Resources Board、CARB) による施行規則の制定が予定通りに進まないことが施行延期を求めた理由であるようだ。

しかし、州議会はこの施行延期案を認めず、代わって CARB による規則制定期限を 2025 年 7 月 1 日まで 6 か月延長する新法 ([SB-219 : Greenhouse gases: climate corporate accountability: climate-related financial risk](#)) を可決した。規則の制定は後ろ倒しになるが、施行開始時期

¹ 鈴木裕「[カリフォルニア州気候変動開示制度が施行延期へ](#)」(大和総研レポート、2024 年 7 月 17 日)

の延期はない。予定通りの施行は難しいと考えていたニューサム知事であるが、この新法を認め 9 月 27 日に署名しており、気候変動開示制度は、当初の予定通りに施行されることが決まった。

カリフォルニア州の気候変動開示制度

SB-253 は、年間総売上 10 億ドル超のカリフォルニア州内で事業を営む米国企業に対し、温室効果ガス（GHG）排出量の開示を義務付けるものだ。設立根拠法や本社所在地にかかわらず適用対象となり、5,000 社以上が新たに開示義務を負うのではないかと考えられている。適用対象企業は、事業者自らによる燃料の燃焼、工業プロセスによって生じる GHG の直接排出（スコープ 1）、他社から供給された電気、熱・蒸気等の使用に伴う間接排出（スコープ 2）に加え、製品の使用や廃棄、従業員の通勤等を含むサプライチェーンからの排出量（スコープ 3）も開示することが求められる。スコープ 1 および 2 の開示は 2026 年に開始され、スコープ 3 の開示は 2027 年に開始される。

SB-261 は、年間総売上 5 億ドル超のカリフォルニア州内で事業を営む米国企業に対して、2026 年 1 月 1 日以降、気候変動に関連する財務リスクに関する報告書を TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みによって隔年で開示することを義務付けるものだ。

SB-253 を施行するための規則は、CARB が 2025 年 1 月 1 日までに制定することとされていたが、作業は大幅に遅れている。そこで、SB-219 により、規則制定期限を 2025 年 7 月 1 日まで 6 か月延長することとなった。しかし、施行開始時期に変更はなく、規則制定後あまり日を置かず企業は開示しなければならず、早めに準備をしておく必要がありそうだ。

図表：カリフォルニア州気候変動開示制度の概要

	州法	概要
SB-219	CARB による規則制定	2025 年 7 月 1 日までに規則制定
SB-253	スコープ 1,2	2026 年以降開示が求められる（前事業年度のものを開示）
	スコープ 3	2027 年以降開示が求められる（前事業年度のものを開示）
SB-261	TCFD に基づく開示	2026 年 1 月 1 日までに初回開示

（出所）SB-253、SB-261 および SB-219 をもとに大和総研作成

日本企業にも影響

気候変動対策として、企業に GHG の排出状況や削減に向けた取り組み等を開示させようとする動きは世界的な高まりを見せている。欧州で先行し、米国においても進展しつつあった。カリフォルニア州で開示制度が法制化された後、連邦レベルでは証券取引委員会（SEC）が開示制度の策定を進めてきた。

SEC による開示制度の先行きには不透明感が漂う²ものの、カリフォルニア州法による開示は州外の多くの企業にも適用されるため、企業は開示の準備を進める必要があるかもしれない。カリフォルニア州法による開示義務は、カリフォルニア州内で事業を営む米国企業が直接の適用対象だが、日本企業も、適用対象企業のサプライチェーンに含まれている場合には、何らかの影響が及ぶ可能性を排除できない。

カリフォルニア州法は、サプライチェーン全体を俯瞰した自社製品等に関する GHG 排出の開示枠組み（GHG プロトコル）に従い、スコープ 1、スコープ 2、およびスコープ 3 の開示を求めている。スコープ 3 は企業がモノやサービスを販売する場合には、仕入れた原料や部品に由来するものから、販売後の利用、その後の廃棄にいたるプロセスでの GHG の排出量も含まれる。スコープ 3 は基本的に自社以外からの GHG 排出であるため、サプライチェーン全体への調査が行われることもありうる。カリフォルニア州の GHG 開示制度の適用対象企業のサプライチェーンに連なる企業には、今後適用対象企業からの照会が行われ、十分に回答できない場合には、取引関係の見直し等につながりかねない。

² 鈴木裕「[米国 GHG 開示規則に関する SEC の主張](#)」（大和総研レポート、2024 年 9 月 4 日）